

防衛監察の実施に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛監察の実施に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

改正 平成28年3月31日省訓第34号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 防衛監察計画の作成等（第6条・第7条）

第3章 防衛監察の結果の処理（第8条－第10条）

第4章 雑則（第11条－第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛監察の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防衛監察 防衛省の他の機関から独立した立場において、

予算の適正かつ効率的な執行及び法令遵守の観点から防衛省における職務執行の状況を厳格に調査し、及び検査することにより、職員の職務執行の適正を確保することを目的とした防衛監察本部が実施する監察をいう。

(2) 防衛監察監等 防衛監察監、副監察監、統括監察官及び監察官並びに統括監察官の下に置かれる班長、監察フォローアップ調査官及び監察調査官をいう。

(3) 定期防衛監察 防衛監察監が必要と認める事項について、毎年度、計画に基づき実施する防衛監察をいう。

(4) 特別防衛監察 防衛大臣が特に命ずる事項について、計画に基づき実施する防衛監察をいう。

(5) 点検防衛監察 第9条第1項に規定する改善結果の状況について、防衛監察監が必要と認める事項を、計画に基づき実施する防衛監察をいう。

(6) 官房長等 大臣官房長、局長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。

(7) 機関等 大臣官房、各局、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、統合部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第

1 項又は第 2 項の規定により編成された部隊であって、陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか 2 以上から成るものをいう。) 、情報本部、地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。

(防衛監察監等の権限)

第 3 条 防衛監察監等は、防衛監察の実施に当たっては、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 機関等の関係者に対し、文書又は口頭による説明又は報告を求めること。
- (2) 機関等の関係者に対し、書類その他の物件の提出を求め、又は提出された物件を留めて置くこと。
- (3) 機関等の必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況並びに書類その他の物件を検査すること。

2 防衛監察監は、防衛監察の結果必要と認めるときは、関係する官房長等に対して、説明を求めることができる。

(遵守事項等)

第 4 条 防衛監察本部の職員は、職務遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その職務上知り得た情報を、みだりに他の者に漏らさないこと。
- (2) 防衛監察の実施に資する情報の提供を受けたときは、提供

者の名誉又は信用を害するような行為をしないこと。

2 防衛監察監等は、防衛監察の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公正を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 必要な限度を超えて機関等の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (4) 現状をいたずらに肯定せず、常に職務上の懐疑心を保持し、事実の確認等に当たること。
- (5) 改善策又は意見（以下「改善策等」という。）の報告に当たり、いたずらに理論に走ることなく、かつ、機関等の事情に妥協することのないよう努めること。
- (6) 欠陥を指摘することに急で、長所の賞揚を忘れてはならないこと。

（防衛監察の実施に対する協力義務）

第5条 防衛監察の対象となった機関等の関係者は、防衛監察監等から書類その他の物件の提出、説明等を求められたときは、これに誠実に協力しなければならない。

第2章 防衛監察計画の作成等

（防衛監察計画の作成等）

第6条 防衛監察監は、各年度ごとに定期防衛監察及び点検防衛監察を実施するに当たっては、当該年度の前年度の末日までに、それぞれ計画を作成し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 防衛監察監は、特別防衛監察を実施するに当たっては、その都度計画を作成し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

3 前2項に規定する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 防衛監察の対象となるべき項目

(2) 防衛監察の対象となるべき機関等

(3) 防衛監察の実施時期

(4) その他防衛監察を実施するために必要な事項

4 防衛監察監は、第1項及び第2項の規定により計画を作成するに当たっては、必要に応じ、あらかじめ、関係する官房長等の意見を求めることができる。

5 防衛監察監は、必要と認めるときは、防衛大臣の承認を得て、第1項及び第2項に規定する計画について、その修正を行うものとする。

6 防衛監察監は、第1項、第2項又は前項の規定により各計画について防衛大臣の承認を受けたときは、当該計画を関係する官房長等に通知するものとする。

(部隊の協力の上申)

第7条 防衛監察監は、防衛監察を実施するに当たっては、部隊の協力が必要と認めるときは、防衛監察への部隊の協力について防衛大臣に上申することができる。

2 前項の場合において、防衛大臣は、必要と認めるときは、防衛監察に対する部隊の協力について、命令を発する。

### 第3章 防衛監察の結果の処理

(防衛監察の結果の報告等)

第8条 防衛監察監は、防衛監察の結果について、改善策等を付し、遅滞なく防衛大臣に報告するものとする。

2 防衛監察監は、前項の規定により報告する場合は、関係する官房長等の意見を求めることができる。

3 防衛大臣は、防衛監察の結果必要と認める事項について、関係する官房長等に対し、改善措置を命ずる。

(関係する官房長等の措置等)

第9条 前条第3項の規定により改善措置を命ぜられた官房長等は、これについて講ずべき措置の概要及び当該措置に基づく改善結果を、遅滞なく防衛大臣に報告するとともに、防衛監察監に通知しなければならない。

2 防衛監察監は、前項の規定により通知を受けたときは、官房長等に対し説明を求めることができる。

(表彰に関する意見)

第10条 防衛監察監は、防衛監察の結果、職務執行の適正の観点から特に優良と認めるときは、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に規定する表彰権者に対し、表彰に関する意見を表明することができる。

#### 第4章 雑則

(情報提供の協力)

第11条 官房長等は、機関等の職員の職務執行における予算執行上の問題点、法令違反行為等の防衛監察の実施に資する情報を得たときは、遅滞なく防衛監察監に通知するものとする。

(照会に対する対応)

第12条 防衛監察監は、官房長等から法令遵守等の観点から機関等の職員の職務執行に関する事項について照会があったときは、必要に応じ調査を行い改善策等を回答するものとする。

2 前項に規定する照会を行った官房長等は、防衛監察監の求めに応じ、所要の協力をしなければならない。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛監察監が定める。

#### 附 則

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定は、平成19年度においては、定期防衛監察についてのみ適用する。この場合において、同項中「前年度の末日」とあるのは「平成19年11月末日」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年10月1日省訓令第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓令第34号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。